

# タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業

厚生労働省推進事業

勤務環境改善の取組の実施を予定されている医療機関（病院）に対して、**一定の要件を満たす場合は補助金を受けることができます！**

## ① ICT等勤務環境改善に資する機器等の導入

〈補助対象経費〉

備品費、借料及び損料、委託費（システム運用費、システム保守経費）



## ② 医師事務作業補助者研修事業

（ア）当該医療機関の職員2名以上を医療関係団体等が実施する医療事務作業補助者養成の集合研修に参加させること。

〈補助対象経費〉

研修受講料、備品費、旅費

（イ）当該医療機関が受講者5名以上の医師事務作業補助者研修を実施するために外部講師を招聘すること。

〈補助対象経費〉

諸謝金、旅費

研修

## ③ 医師事務作業補助者導入事業

・当該医療機関が常勤職員として直接雇用すること及び、採用する医師事務作業補助者が診療報酬の算定基礎とならないこと。

〈補助対象経費〉

職員基本給、職員諸手当、社会保険料



## ④ 看護補助者導入事業

・当該医療機関が常勤職員として直接雇用すること及び、採用する看護補助者が診療報酬の算定基礎とならないこと。

〈補助対象経費〉

職員基本給、職員諸手当、社会保険料

## ⑤ 業務改善実施事業

・コンサルタントによる業務改善（効果測定・助言等）

〈補助対象経費〉

委託費



## ⑥タスク・シェアリング推進事業

・タスク・シェアリングに伴う代替医師雇用

〈補助対象経費〉

職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料



## ⑦休憩環境整備事業

・休憩室の設備購入等の環境事業

〈補助対象経費〉

備品費、改築費、改修費



## ⑧その他勤務環境の改善に資する事業

※①～⑦に直接該当はしないが、医師の勤務環境に明確に資する取り組みに限る。

〈補助対象経費〉

①～⑦に記載する経費

### ※間接補助事業者（病院）に関する諸条件

①医療法に定める病院であること

②労働時間管理が適切に行われていること

③直近の月の時間外労働（休日労働含む）が80時間を超える医師がいる、もしくは令和2年度の医師に関する36協定の年間の上限労働時間数が960時間を超えていること

④2023年度までに自院に勤務する全ての医師の時間外労働が年960時間以下となるよう労働時間短縮のための計画を策定すること

○補助金額

事業に要する経費（上限額は1か所あたり27,200千円）の1/2の額。

### 病院ではなく、医療関係団体の場合・・・

医療関係団体における医療機関の勤務環境改善の普及促進を目的とした会議・研修会の開催（勤務環境改善普及事業）

○10人以上の医療関係者が参加する予定の会議・研修会を開催することが対象。

〈補助対象経費〉

諸謝金、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料

〈補助金額〉

事業に要する経費（上限額は1か所あたり2,854千円）の1/2の額。

研修

※詳細は、「いきいき働く医療機関サポート（いきサポ）」Webのポータルサイト「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業」をご覧ください。

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業事務局

m h | w taskshift@〇〇〇.co.jp